

## 根本自治会館使用規程

平成2年4月1日制定

平成7年4月1日一部改正

平成9年4月1日 //

平成12年7月15日 //

平成30年4月13日 //

令和元年5月1日 //

(通 則)

第1条 この規程は、根本自治会規約（以下「規約」という。）  
第4条第1項第6号の規定により、根本自治会館（以下  
「会館」という。）の使用に関する事項を定める。

(会館管理責任者)

第2条 会館管理責任者（以下「責任者」という。）は、規約に  
定める会長及び自治会館館長及び会計（会館担当）とする。

(会館の使用範囲)

第3条 会館は、次に掲げる目的のため利用する場合に開放する  
ものとする。

- 一 親睦、融和を主とする集会
- 二 衛生、福祉、生活文化に関する集会
- 三 慶弔に関する行事
- 四 諸会議、講演会、講習会、稽古等の行事
- 五 その他必要と認めたもの

2 旧根本町の区域内に居住する者及び事業所等を有し、会  
費を納入している本会会員は、優先して利用することができる。

但し、本会会員以外の者についても、責任者の使用許可  
を得て利用することができる。

(会館の使用許可)

第4条 会館の利用者（以下「使用申込者」という。）は電話等  
により申込み、会館管理責任者の使用許可を受けるものと  
する。

2 本会会員及び家族の葬儀のため緊急やむを得ない時は、  
既使用申込者より優先することができる。

(室及び備品使用料)

第5条 会館の室使用料及び備品使用料は、「別記」により定められた額を使用後に納めるものとする。

但し、特別の事由のある場合は、この限りでない。

(禁止行為)

第6条 使用申込者は、会館内において、放歌、喧嘩、その他騒らん等若しくは、近隣周辺に迷惑を及ぼすことをしてはならない。

火気使用は使用申請し許可を受けてから厨房のみ使用可。

(損害賠償)

第7条 使用申込者は、会館使用中故意又は過失により構造物、器物等に損害を生ぜしめた時は、損害を賠償しなければならない。

(使用制限)

第8条 公安を害する不穏なる行為、行動或いは秩序を乱すおそれのある時は、使用許可を取消すものとする。

(補償)

第9条 第4条第2項による、既使用申込者に対する既経費の補償については、責任者と既使用申込者との間で相談の上決めるものとする。

2 前項で決めた既経費は、根本自治会の責任により会館会計より負担するものとする。

(駐車場使用)

第10条 駐車場使用に伴う利用届け提出

附 則 昭和42年3月26日から実施の根本青年会館使用条例抜粋は廃止し、根本自治会館使用規程を制定し、平成2年4月1日から実施する。

附 則 この規程の一部改正は、平成7年4月1日から実施する。

附 則 この規程の一部改正は、平成9年4月1日から実施する。

附 則 この規程の一部改正は、平成12年7月15日から実施する。

附 則 この規程の一部改正は、平成30年4月13日から実施する。

附 則 この規程の一部改正は、令和元年5月1日から実施する。